

届出対象の営業者に義務付けられる事項

1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

＜食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）＞

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

受講を希望される方は、（公社）大阪食品衛生協会 ホームページをご覧ください。
電話：06-6227-5390（平日9：30～15：30）までお問合せください。

大阪食品衛生協会HP



2. HACCPに沿った衛生管理の実施

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。

HACCPに沿った衛生管理には、

【①HACCPに基づく衛生管理】と【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】があり、多くの事業者が②の対象となります。

【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容】

業界団体が作成した手引書（※）に基づき、衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図ったうえで、日々の衛生管理の実施状況を記録し、保存します。そして、衛生管理計画の効果を定期的に検証し、必要に応じて内容を見直します。

（※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。右の二次元コード又は「厚生労働省 HACCP 手引書」で検索）

厚生労働省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」



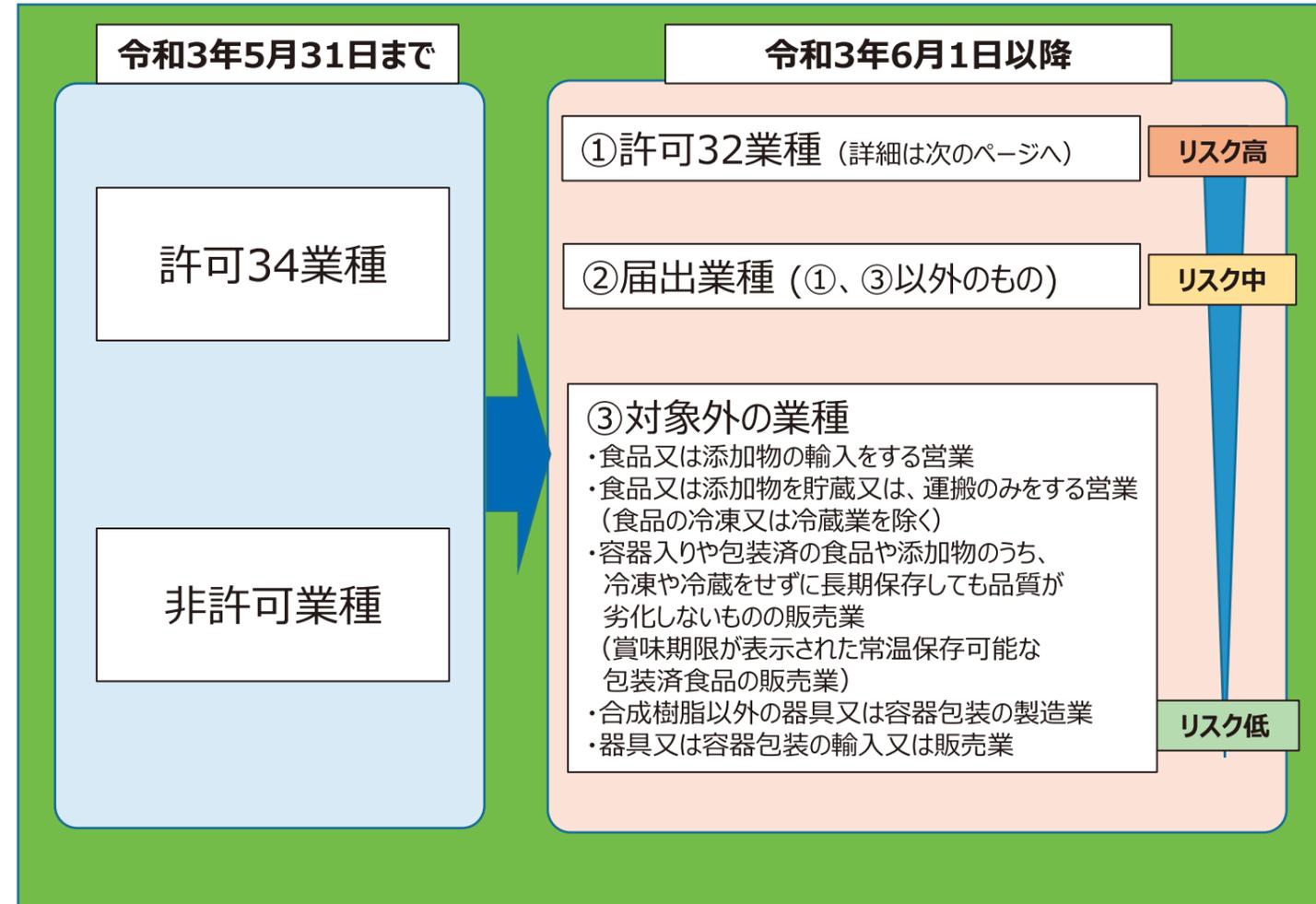
問合せ先一覧

保健所名称	所在地	電話	所管区域
池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



食品衛生法改正のお知らせ

令和3年6月1日より「新しい食品営業許可の区分」と「営業届出制度」が始まりました！



令和3年5月31日以前に営業許可を取得された方

現在の許可有効期限の満了日までは、今までどおり営業を行うことができます。更新の時期に新しい営業許可区分の許可へ切替となります。

同じ施設で有効期間の異なる複数の許可を取得している場合は、業態により新しい営業許可区分への切替手続きの時期が異なりますので、府のホームページをご覧ください。許可を取った保健所にお問合せください。

★同じ施設で届出業に該当する営業を行っている場合は、営業届出の手続きが必要です。詳しくは、大阪府HP(右の二次元コード)をご覧ください。

新しい手数料等詳しくは
大阪府HP
「食品衛生法の改正について」



令和3年5月31日以前から営業中の非許可業種で、令和3年6月1日から新たに営業許可が必要になった業種を営む方

（漬物製造業、液卵製造業、そうざい半製品の製造 等）

令和3年6月1日から経過措置期間の令和6年5月31日までに営業許可（有料）を取得してください。

＊ただし令和3年6月1日以降に新しく始める場合は、上記期間に関わらず営業開始前に許可の取得が必要です。

令和3年6月1日以降の営業許可32業種

 マークの業種で特別な要件を満たした施設のみがフグの処理可能です。

許可業種	業の内容	留意事項など
1 飲食店営業	食品を調理※し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	※その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提として、飲食に最も適するように食品を加工成形すること。 ○喫茶店営業（露店、自動車営業を含む）、露店及び自動車営業の菓子製造業は、本業種に統合されました。
新設 2 調理機能を有する自動販売機	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	○自動販売機による営業を統合し、単独の業種として規定。 ○屋内設置、自動洗浄装置の有無等一定の要件を満たす場合は 届出業 になります。
3 食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	○包装済の状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は 届出業 になります。 ○未加熱のとんかつ、コロッケ等の半製品の調製は可能。これらを調理し完成品を販売する場合は飲食店営業の許可が必要。
4 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業	○包装済の状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は 届出業 になります。 ○附帯的な調理（魚介類を茹でる、焼くなど）も可能。 ○魚介類を生きているまま販売する場合、営業許可・届出は不要。
5 魚介類競り売営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対による取引で販売する営業	○仲卸は魚介類販売業となり、本業種には含まれません。
6 集乳業	生乳※を集荷し、これを保存する営業	※搾乳後殺菌等の処理が行われていない動物の乳。 ○生牛乳、生山羊乳だけでなく動物乳全般が対象。 ○豆乳は動物の乳ではないため対象外。
7 乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業	○乳製品（飲料に限る、乳酸菌飲料含む）、清涼飲料水の製造も可能。 ○牛乳、山羊乳だけでなく動物乳全般が対象。
8 特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	
9 食肉処理業	食用の目的で鳥※1 若しくは獣畜※2 をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業	※1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥以外の鳥をいう。 ※2 と畜場法に規定する獣畜以外の獣畜をいう。 ○細切した食肉の小売販売も可能。
10 食品の放射線照射業	放射線を照射する営業	○ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められています。
11 菓子製造業	菓子（パン類及びあん類を含む）を製造する営業	○あん類製造業は、本業種に統合、露店及び自動車営業は、飲食店営業に統合されました。 ○完成品を製造する営業であり、菓子種（冷凍パン生地、もなかの皮等）の製造は含まれません。 ○調理パンの製造も可能。 ○客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供することも可能。
12 アイスクリーム類製造業	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品※を製造する営業	※アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー等。
13 乳製品製造業	乳製品(アイスクリーム類を除く)及び乳酸菌飲料を製造する営業	○乳等省令に規定する乳製品の製造が対象。 ○乳酸菌飲料（無脂乳固形分3.0%未満を含む）の製造も可能。 ○固形物の乳製品を仕入れ小分けのみを行う業は、食品の小分け業になります。
14 清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品（飲料に限る）を製造（小分けを含む）する営業	○生乳を使用しない乳酸菌飲料製造業は、本業種に統合されました。 ○生乳を使用しない乳飲料の製造も可能。
15 食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業	○食肉・食肉製品を使用したそうざい及びそうざい半製品（牛肉コロッケ、肉ギョウザ、生ハンバーグ等）の製造も可能。 ○食肉製品製造のための食肉の処理も可能。
新設 16 水産製品製造業	魚介類その他の水産動物※若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業	※魚、貝類、イカ、タコ等に加え、クジラ、カエル、カメ等を含む。 ワカメ等の海藻は対象外。 ○魚肉練り製品（かまぼこ、ちくわ等）の製造を含む。 ○水産動物等若しくは水産動物等を主原料とした食品を使用したそうざいの製造も可能。

令和3年6月1日以降の営業許可32業種

 マークの業種で特別な要件を満たした施設のみがフグの処理可能です。

許可業種	業の内容	留意事項など
17 冰雪製造業	氷を製造する営業	○仕入れた氷の小分け、小売業者等への販売のみは 届出業 になります。
新設 18 液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造（小分けを含む）する営業	○液卵とは鶏の卵殻を割って内容物のみを集めたもの。 ○卵白だけ、卵黄だけのものも対象。
19 食用油脂製造業	食用油脂を製造する営業	○マーガリン又はショートニング製造業は、本業種に統合されました。 ○動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂の製造が対象。 ○みそ製造業としょうゆ製造業が本業種に統合されました。 ○みそ加工品（粉末みそ、調味みそ等）の製造も可能。 ○しょうゆ加工品（原料に占めるしょうゆの重量割合が上位3位以内かつ5%以上のもの。つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等）の製造も可能。
20 みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業	
21 酒類製造業	酒類を製造（小分けを含む）する営業	
22 豆腐製造業	豆腐を製造する営業	○豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物（おから等）を主原料とする食品（油揚げ、がんもどき、おからドーナツ等）の製造も可能。
23 納豆製造業	納豆を製造する営業	
24 麺類製造業	麺類を製造する営業	○生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等の製造が対象。 ○調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）の製造も可能。
25 そうざい製造業	煮物、焼き物、揚げ物、蒸し物、酢の物及びあえ物等、通常副食物として供されるもの又はこれらの食品と米飯その他主食と組み合わせた食品を製造する営業	○そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品（弁当、サンドイッチ等）の製造も可能。 ○喫食に際して調理が必要な、そうざい半製品（油で揚げる前のコロッケ等）の製造も本業種の営業許可が必要です。
新設 26 複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	○HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。 ○高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造を除く）、麺類製造業の許可取得を免除。 ○魚肉練り製品を製造する場合は、水産製品製造業の営業許可が必要です。
新設 27 冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	○「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められた冷凍食品の製造が対象。冷凍や冷蔵で食品の保管のみを行う業は 届出業 になります。 ○小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象。
新設 28 複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業	○HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。 ○高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の許可取得を免除。 ○「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められた冷凍食品の製造が対象。
新設 29 漬物製造業	漬物を製造する営業	○漬物を主原料として調味加工した漬物加工品の製造も可能（高菜漬炒め、味付けザーサイ等）。
新設 30 密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって常温で保存が可能なものを製造する営業	○他の営業許可業種に該当するものは除く。 ○食酢（すし酢含む）、はちみつ、玄米・精米、麦類、そばの実、茶、焙煎麦、乾しいたけ、落花生、コーヒー生豆・焙煎コーヒー豆、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、焼ふ、ゼラチン、顆粒状及び粉末状の食品など厚生労働省令で定めるものを除く。 ○従来のソース類製造業のうち、常温で長期間保存することを目的として容器包装に密封された食品を製造する場合は、本業種の営業許可が必要です。（その他は 届出業 になります）
新設 31 食品の小分け業	許可を要する製造業※において製造された食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	※菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業。 ○製造に付随した小分け行為については、本業種の営業許可は不要。 ○調理や小売販売における小分け行為についても本業種の営業許可は不要。
32 添加物製造業	添加物※を製造（小分けを含む）する営業	※食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物が対象。 ○規格が定められた添加物の小分けを行う場合も対象。 ○規格が定められた添加物を用いた添加物製剤の製造も対象。